

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年9月25日提出
【計算期間】	第2期 （自 平成24年6月28日 至 平成25年6月27日）
【ファンド名】	フィデリティ・消費関連中国株ファンド（1年決算型）
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 ジュディー・マリンスキー
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、600億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海 外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株 式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (除く日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(株式 (一般)))		中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ・ ファンズ	なし

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（株式（一般）））…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み



ファンドは、複数の投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、主として海外株式および国内債券等へ実質的に投資を行なう、ファンドオブ・ファンズです。

④ ファンドの特色

- 主として以下の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。
 - －フィデリティ・ファンズーチャイナ・コンシューマー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
 - －フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）
- ※ 上記以外のファンドが追加になる場合、または上記ファンドが投資対象から除外される場合があります。
- 投資信託証券への投資を通じて、本店所在地が中華人民共和国（以下「中国」といいます。）または香港にあるか、あるいは主たる業務活動が中国または香港にあり、かつ主として中国の消費者向けの商品・サービスの開発、製造、販売に従事している企業が発行する株式を主要な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。
- 上記以外の、主として中国の消費者向けの商品・サービスの開発、製造、販売に従事している企業が発行する株式に投資を行なう場合があります。
- 組入れを行なう投資信託証券における株式の運用では、世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

（参考）

【グローバルな企業調査】

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



（２）【ファンドの沿革】

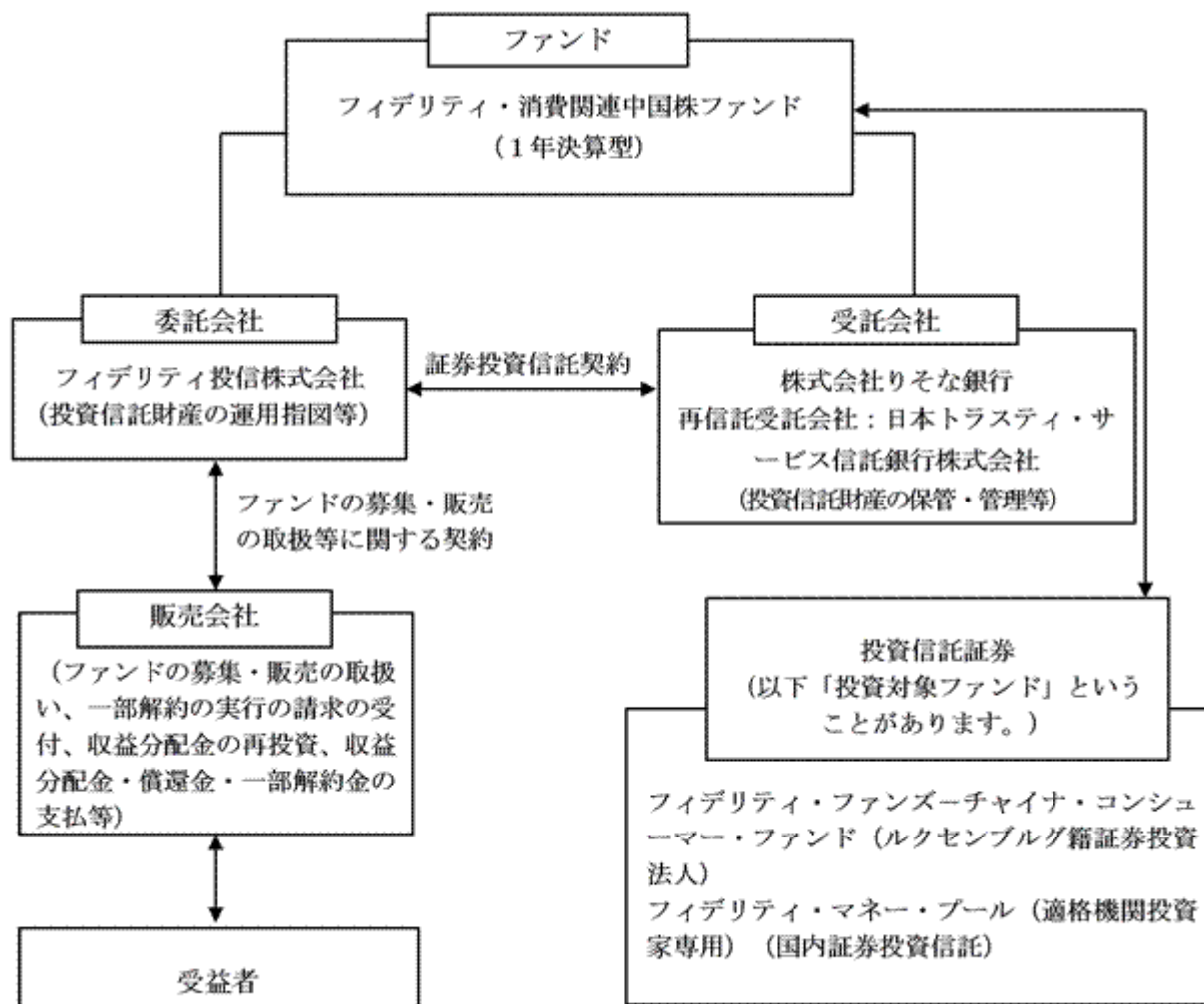
2011年６月20日 ファンドの募集開始

2011年７月５日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：株式会社りそな銀行

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

④ 委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2013年7月末日現在）

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

(2013年7月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

① 基本方針

投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。

② 運用方法

（a）投資対象

投資信託証券への投資を通じて、本店所在地が中国または香港にあるか、あるいは主たる業務活動が中国または香港にあり、かつ主として中国の消費者向けの商品・サービスの開発、製造、販売に従事している企業が発行する株式を主要な投資対象とします。

（b）投資態度

1. 主として以下の投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。

－フィデリティ・ファンズーチャイナ・コンシューマー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

－フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

※上記以外のファンドが追加になる場合、または上記ファンドが投資対象から除外される場合があります。

2. 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

3. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（a）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. 約束手形

3. 金銭債権

（b）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲等

（a）委託会社は、信託金を、主として次の1. から2. に掲げる投資信託証券のほか、次の3. から13. に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. フィデリティ・ファンズーチャイナ・コンシューマー・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

2. フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

3. 国債証券

4. 地方債証券

5. 特別の法律により法人の発行する債券

6. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
7. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、3. から8. の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. から6. までの証券および9. の証券または証書のうち3. から6. までの証券の性質を有するものならびに11. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、10. の証券および11. の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- (b) 上記（a）の規定にかかわらず、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

③ 主たる投資対象ファンドの概要（2013年7月現在）

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・チャイナ・コンシューマー・ファンド
英文名	Fidelity Funds-China Consumer Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て
主な投資対象	本店所在地が中国または香港にあるか、あるいは主たる業務活動が中国または香港にある企業が発行する株式。それらの企業は中国の消費者向けの商品・サービスの開発、製造、販売に関与しています。
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FILインベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）・エスエイ
投資目的	本店所在地が中国または香港にあるか、あるいは主たる業務活動が中国または香港にある企業が発行する株式を主要な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。それらの企業は中国の消費者向けの商品・サービスの開発、製造、販売に関与しています。
主な投資制限	- 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 - 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 - ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬：1.5% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

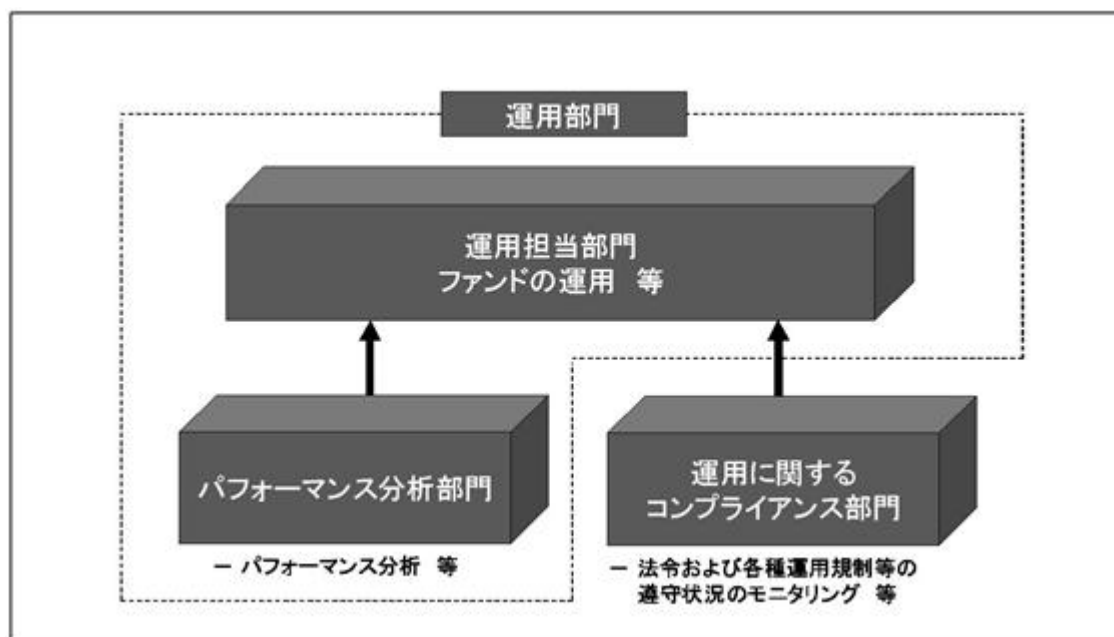
注）管理報酬は1.5%となっていますが、代行手数料相当分である0.6%についてはファンドに割戻しを行ないます。また、上記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資制限	- 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 - 株式への実質的な直接投資は行ないません。 - 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） - 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 - 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 - マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。 当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.4725%（税抜 0.45%） 当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.42%（税抜 0.40%） 当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.1785%（税抜 0.17%） 当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.06825%（税抜 0.065%） 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%（税抜 0.0075%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 - その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	11月30日
分配方針	- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

注）上記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



- 運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成（８名程度）されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則６月27日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- （a）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- （b）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- （c）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- （c）毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとしします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券の貸付の指図および範囲
 - （a）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債について、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - （b）上記（a）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
 - （c）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとしします。

④ 有価証券の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) 上記（a）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 上記（a）の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

① 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

② 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜為替変動リスク＞

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

＜エマージング市場に関わるリスク＞

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

■その他の変動要因

＜金利変動リスク＞

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜デリバティブ（派生商品）に関する留意点＞

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜分配金に関する留意点＞

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ※ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります。）が含まれております。
- ※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

- 換金（解約）手数料はありませんが、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を負担していただきます。
- ※ 「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.874125%（税抜0.8325%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.0105% （税抜0.01%）	0.84% （税抜0.80%）	0.023625% （税抜0.0225%）	0.874125% （税抜0.8325%）

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、投資対象ファンドにおいて、年率0.90%（税抜）程度の運用報酬等が別途課されるため、ファンドにおいては、合計で年率1.77%（税込）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2013年7月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 借入有価証券に係る品借料
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用

- １．投資信託振替制度に係る手数料および費用
- ２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- ３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- ５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（１）から（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%

（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

（注）2014年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2013年1月1日から2013年12月31日までは7.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%）、2014年1月1日以後は15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2013年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2013年7月31日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,000	0.00
投資証券	ルクセンブルグ	37,448,745	99.69
預金・その他の資産（負債控除後）	—	113,922	0.30
合計（純資産総額）		37,563,667	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2013年7月31日現在）

順位	銘柄名	通貨 地域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	FF-CHINA CONSUMER FUND A-ACC-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	33,115.21	1,043.57 34,558,079	1,130.86 37,448,745	99.69
2	フィデリティ・マ ネー・プール（適格機 関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券	998.00	1.0020 1,000	1.0020 1,000	0.00

種類別投資比率

（2013年7月31日現在）

種 類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	99.69
合計（対純資産総額比）		99.70

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2013年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2012年6月27日)	40	40	0.8173	0.8173
2期	(2013年6月27日)	36	36	1.1663	1.1663
	2012年7月末日	42	—	0.8404	—
	2012年8月末日	41	—	0.8518	—
	2012年9月末日	43	—	0.8851	—
	2012年10月末日	41	—	0.9285	—
	2012年11月末日	43	—	0.9723	—
	2012年12月末日	47	—	1.0480	—
	2013年1月末日	52	—	1.1775	—
	2013年2月末日	48	—	1.1498	—
	2013年3月末日	45	—	1.1409	—
	2013年4月末日	44	—	1.2175	—
	2013年5月末日	44	—	1.3060	—
	2013年6月末日	37	—	1.1886	—
	2013年7月末日	37	—	1.2686	—

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	△18.3
第2期	42.7

(注) 収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第１期	59,296,702	9,717,062	49,579,640
第２期	14,217,963	32,423,586	31,374,017

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(別途記載がない限り2013年7月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

※未払金等の発生により「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	12.686円
純資産総額	37.6百万円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2012年6月	0円
2013年6月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

ファンド別組入状況(対純資産総額比率)

フィデリティ・ファンズ・チャイナ・コンシューマー・ファンド	99.7%
フィデリティ・マネー・ボール(適格機関投資家専用)	0.0%
現金・その他	0.3%

「フィデリティ・ファンズ・チャイナ・コンシューマー・ファンド」の運用状況(2013年6月末現在)

市場・種別組入状況		組入上位10銘柄				組入上位5業種	
市場・種別	比率	銘柄	業種	市場・種別	比率	業種	比率
その他香港市場株	57.5%	1 TENCENT HLDGS LTD	ソフトウェア・サービス	その他香港市場株	10.0%	金融	26.4%
台湾株	14.0%	2 AIA GROUP LTD	保険	その他香港市場株	8.8%	一般消費財・サービス	25.1%
H株	9.8%	3 CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	レッドチップ	3.8%	情報技術	17.4%
レッドチップ	9.3%	4 CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	保険	H株	3.4%	生活必需品	16.2%
その他中国株	6.1%	5 GALAXY ENT GROUP LTD	消費者サービス	その他香港市場株	3.4%	電気通信サービス	7.7%
A株	1.7%	6 HENGAN INTL GRP CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	その他香港市場株	3.2%	国別組入状況(発行体の国籍ベース)	
B株	0.6%	7 SANDS CHINA LTD	消費者サービス	その他香港市場株	2.9%	中国	62.0%
現金・その他	1.1%	8 CHINA PAC INS GROUP CO LTD	保険	H株	2.6%	香港	22.8%
		9 PING AN INS GROUP CO CHINA LTD	保険	H株	2.4%	台湾	14.0%
		10 UNIPRESIDENT ENTERPRISES CORP	食品・飲料・タバコ	台湾株	2.2%	その他	0.5%
						現金・その他	0.7%

※レッドチップは、法人登記が香港または海外で行なわれている、香港市場上場の中国系企業の関連企業などの株式で、実態は中国系企業です。

※H株は、法人登記が中国本土で行なわれている、香港市場上場の中国系企業の株式です。

※その他香港市場株は、香港市場上場の香港企業または上記以外の中国系企業の株式などです。

※A株は、中国市場に上場されている中国系企業の株式で、中国本土の投資家のみが投資することができます。

※B株は、中国市場に上場されている中国系企業の株式で、外国人の投資が可能です。

※「フィデリティ・ファンズ・チャイナ・コンシューマー・ファンド」の対純資産総額比率です。

※フィデリティ・ファンズ・チャイナ・コンシューマー・ファンドはルクセンブルグ籍証券投資法人です。

※本項は、当ファンドの管理事務代行会社であるFIL インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)・エスエイの提供するデータに基づき作成しております。

※フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

※あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

※業種はMSCI/S&P GICS®に準じて表示しています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

※2011年は当初設定日(2011年7月5日)以降2011年末までの実績、2013年は年初以降7月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、12月25日を除きます。）において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社により異なることがありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとしします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとしします。
- ③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜 3.50%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。
- ⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払ください。
- ⑧ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

※ ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、12月25日を除きます。）において一部解約の実行の請求を行なうことができます。
一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社により異なることがありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
 - ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。
 - ③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額[※]とします。
[※] 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30%）
 - ④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
 - ⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。
 - ⑥ 個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
[※] 上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
 - ⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。
 - ⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
 - ⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。
- [※] ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- ① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

- ② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「消費中国1年」として略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2011年7月5日）から2016年6月27日までとします。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月28日から翌年6月27日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

＜信託契約の解約＞

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- ⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「（b）投資信託約款の変更等」の規定に従います。

<委託会社の登録取消等に伴う取扱い>

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（b）投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

<受託会社の辞任および解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「（b）投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本（b）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（b）③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- (c) 運用報告書の作成
委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
- (d) 関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。
- (e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (f) 信託期間の延長
委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。
- (g) 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (h) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- ① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- (i) 信託事務処理の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、信託契約の解約または投資信託約款の変更等に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成24年6月28日から平成25年6月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・消費関連中国株ファンド（1年決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間 平成24年6月27日現在	第2期計算期間 平成25年6月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	224,391	506,777
投資信託受益証券	1,000	1,000
投資証券	40,388,486	36,408,353
未収入金	186,217	—
その他未収収益	60,918	62,099
流動資産合計	40,861,012	36,978,229
資産合計	40,861,012	36,978,229
負債の部		
流動負債		
未払解約金	141,361	159,999
未払受託者報酬	4,728	5,437
未払委託者報酬	171,753	197,266
その他未払費用	20,139	23,141
流動負債合計	337,981	385,843
負債合計	337,981	385,843
純資産の部		
元本等		
元本	49,579,640	31,374,017
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,056,609	5,218,369
（分配準備積立金）	—	5,628,117
元本等合計	40,523,031	36,592,386
純資産合計	40,523,031	36,592,386
負債純資産合計	40,861,012	36,978,229

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期計算期間 自 平成23年 7 月 5 日(設定日) 至 平成24年 6 月27日	第２期計算期間 自 平成24年 6 月28日 至 平成25年 6 月27日
営業収益		
受取配当金	1	1
受取利息	112	126
有価証券売買等損益	△6,900,916	8,682,732
為替差損益	90,586	7,947,192
その他収益	218,209	272,800
営業収益合計	△6,592,008	16,902,851
営業費用		
受託者報酬	8,793	10,469
委託者報酬	319,999	380,416
その他費用	38,504	44,612
営業費用合計	367,296	435,497
営業利益又は営業損失（△）	△6,959,304	16,467,354
経常利益又は経常損失（△）	△6,959,304	16,467,354
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,959,304	16,467,354
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△935,849	8,093,918
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△9,056,609
剰余金増加額又は欠損金減少額	416,685	5,901,542
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	416,685	4,597,318
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,304,224
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,449,839	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,449,839	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,056,609	5,218,369

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 1 期計算期間 平成24年 6 月27日現在	第 2 期計算期間 平成25年 6 月27日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,504,487 円	49,579,640 円
期中追加設定元本額	56,792,215 円	14,217,963 円
期中一部解約元本額	9,717,062 円	32,423,586 円
2. 受益権の総数	49,579,640 口	31,374,017 口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	9,056,609 円	— 円
4. 1口当たり純資産額	0.8173 円	1.1663 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 1 期計算期間 自 平成23年 7 月 5 日（設定日） 至 平成24年 6 月27日	第 2 期計算期間 自 平成24年 6 月28日 至 平成25年 6 月27日
1. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,125円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は6,125円（1口当たり0.000124円）ですが、分配は行なっておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（168,755円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（5,459,362円）、信託約款に規定される収益調整金（33,764円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は5,661,881円（1口当たり0.180464円）ですが、分配は行なっておりません。
2. その他費用の内訳 信託事務費用 38,504 円	2. その他費用の内訳 信託事務費用 44,612 円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 1 期計算期間 平成24年 6 月27日現在	第 2 期計算期間 平成25年 6 月27日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	△6,264,348	4,037,704
合 計	△6,264,348	4,037,704

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用）	998	1,000	—
日本・円 小計		998	1,000	
投資信託受益証券 合 計			1,000	
投資証券				
アメリカ・ドル	FF-CHINA CONSUMER FUND A-ACC-USD	35,045.45	372,883.58	—
アメリカ・ドル 小計		35,045.45	372,883.58 (36,408,353)	
投資証券 合 計			36,408,353 (36,408,353)	
合 計			36,409,353 (36,408,353)	

（注）投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	100.00%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2013年7月31日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	37,597,938	円
II 負債総額	34,271	円
III 純資産総額（I－II）	37,563,667	円
IV 発行済数量	29,610,880	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2686	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

(2013年7月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行います。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2013年7月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託149本、親投資信託57本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,675,524,851,769円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第26期 (平成24年 3月31日)	第27期 (平成25年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	414,307	423,130
立替金	178,632	181,961
前払費用	134,826	143,816
未収委託者報酬	3,608,767	4,228,278
未収収益	551,604	450,497
未収入金	* 1 626,527	541,967
繰延税金資産	1,198,455	1,044,008
流動資産合計	6,713,120	7,013,659
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	989,129	1,431,173
長期貸付金	* 1 11,466,000	12,550,000
長期差入保証金	143,331	83,374
会員預託金	1,030	830
投資その他の資産合計	12,599,490	14,065,377
固定資産合計	12,606,977	14,072,864
資産合計	19,320,098	21,086,524
負債の部		
流動負債		
預り金	1,883	204
未払金	* 1	
未払手数料	1,537,315	1,801,025
その他未払金	944,060	1,209,146
未払費用	993,613	959,644
未払法人税等	80,118	72,987
未払消費税等	125,882	125,710
賞与引当金	2,250,852	1,967,731
その他流動負債	31,605	41,180
流動負債合計	5,965,331	6,177,632
固定負債		
長期賞与引当金	111,943	211,868
退職給付引当金	4,900,549	5,099,781
関係会社引当金	1,017,255	1,255,160
預り保証金	—	19,485
繰延税金負債	35,453	192,642
固定負債合計	6,065,202	6,778,937
負債合計	12,030,534	12,956,569
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,225,540	6,782,075
利益剰余金合計	6,225,540	6,782,075
株主資本合計	7,225,540	7,782,075
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	64,023	347,879
評価・換算差額等合計	64,023	347,879
純資産合計	7,289,564	8,129,955
負債純資産合計	19,320,098	21,086,524

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第26期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	第27期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	27,120,569	27,274,905
その他営業収益	3,969,358	3,535,840
営業収益計	31,089,927	30,810,745
営業費用		
支払手数料	12,373,051	12,411,728
広告宣伝費	733,745	566,037
調査費		
調査費	416,155	387,990
委託調査費	5,138,531	5,240,618
営業雑経費		
通信費	40,901	36,232
印刷費	53,035	61,980
協会費	28,950	28,856
諸会費	7,389	10,181
営業費用計	18,791,762	18,743,625
一般管理費		
給料		
給料・手当	3,169,469	2,914,666
賞与	1,995,958	2,109,995
福利厚生費	752,276	691,175
交際費	29,381	32,115
旅費交通費	206,717	220,832
租税公課	62,099	51,604
弁護士報酬	9,860	1,831
不動産賃貸料・共益費	519,096	495,837
退職給付費用	630,143	456,463
消耗器具備品費	50,133	49,203
事務委託費	3,031,558	3,176,343
諸経費	318,269	291,075
一般管理費計	10,774,963	10,491,145
営業利益	1,523,201	1,575,974
営業外収益	* 1	
受取利息	69,296	69,342
保険配当金	11,946	12,407
雑益	55	1,038
営業外収益計	81,298	82,788
営業外費用		
寄付金	1,460	300
為替差損	102,563	291,333
営業外費用計	104,024	291,633
経常利益	1,500,475	1,367,129
特別損失		
特別退職金	200,450	105,104
事務過誤損失	718	—
特別損失計	201,168	105,104
税引前当期純利益	1,299,307	1,262,024
法人税、住民税及び事業税	604,564	551,042
法人税等調整額	151,672	154,447
法人税等合計	756,237	705,489
当期純利益	543,070	556,534

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第26期 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	第27期 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,682,470	6,225,540
当期変動額		
当期純利益	543,070	556,534
当期変動額合計	543,070	556,534
当期末残高	6,225,540	6,782,075
株主資本合計		
当期首残高	6,682,470	7,225,540
当期変動額		
当期純利益	543,070	556,534
当期変動額合計	543,070	556,534
当期末残高	7,225,540	7,782,075
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10,207	64,023
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	53,815	283,856
当期変動額合計	53,815	283,856
当期末残高	64,023	347,879
評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,207	64,023
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	53,815	283,856
当期変動額合計	53,815	283,856
当期末残高	64,023	347,879
純資産合計		
当期首残高	6,692,678	7,289,564
当期変動額		
当期純利益	543,070	556,534
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	53,815	283,856
当期変動額合計	596,886	840,390
当期末残高	7,289,564	8,129,955

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(3) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第26期 (平成24年3月31日)	第27期 (平成25年3月31日)
未収入金	527,772 千円	454,599 千円
その他未払金	686,666 千円	941,766 千円
長期貸付金	11,466,000 千円	12,550,000 千円

（損益計算書関係）

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第27期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
関係会社からの 受取利息	69,296 千円	69,342 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	—	—	20,000株
合計	20,000株	—	—	20,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

第26期（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	414,307	414,307	—
(2) 未収委託者報酬	3,608,767	3,608,767	—
(3) 未収入金	626,527	626,527	—
(4) 投資有価証券	987,367	987,367	—
(5) 長期貸付金	11,466,000	11,466,000	—
資産計	17,102,970	17,102,970	—
(1) 未払手数料	1,537,315	1,537,315	—
(2) その他未払金	944,060	944,060	—
負債計	2,481,375	2,481,375	—

第27期（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	423,130	423,130	—
(2) 未収委託者報酬	4,228,278	4,228,278	—
(3) 未収入金	541,967	541,967	—
(4) 投資有価証券	1,429,412	1,429,412	—
(5) 長期貸付金	12,550,000	12,550,000	—
資産計	19,172,788	19,172,788	—
(1) 未払手数料	1,801,025	1,801,025	—
(2) その他未払金	1,209,146	1,209,146	—
負債計	3,010,172	3,010,172	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第26期 (平成24年3月31日)	第27期 (平成25年3月31日)
非上場株式	1,761	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	414,307	—	—	—
未収委託者報酬	3,608,767	—	—	—
未収入金	626,527	—	—	—
合計	4,649,601	—	—	—

金銭債権のうち長期貸付金(11,466,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第27期（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	423,130	—	—	—
未収委託者報酬	4,228,278	—	—	—
未収入金	541,967	—	—	—
合計	5,193,376	—	—	—

金銭債権のうち長期貸付金(12,550,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

第26期（平成24年3月31日）

1. その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	887,890	987,367	99,477
小計	887,890	987,367	99,477
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	—
小計	1,761	1,761	—
合計	889,651	989,129	99,477

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
—	—	—

第27期（平成25年3月31日）

1. その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	888,890	1,429,412	540,522
小計	888,890	1,429,412	540,522
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	—
小計	1,761	1,761	—
合計	890,651	1,431,173	540,522

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
—	—	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型年金制度・確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第26期 (平成24年3月31日)	第27期 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	4,879,424千円	5,085,499千円
(2) 未積立退職給付債務	4,879,424千円	5,085,499千円
(3) 未認識過去勤務債務	21,125千円	14,282千円
(4) 退職給付引当金	4,900,549千円	5,099,781千円

3. 退職給付費用に関する事項

	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第27期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
(1) 勤務費用	549,814千円	121,553千円
(2) 利息費用	25,342千円	31,654千円
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	49,210千円	274,007千円
(4) 過去勤務債務の費用処理額	△6,843千円	△6,843千円
(5) 退職給付費用の額（注1）	617,523千円	420,371千円

（注1）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。

（注2）上記退職給付費用以外に下記項目を計上しております。

	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第27期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
(1) 臨時に支払った割増退職金	200,450千円	105,104千円
(2) 確定拠出年金等の退職給付費用	103,449千円	95,531千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第27期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.4%	1.0%

(3) 過去勤務債務の処理年数

10年

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成24年3月31日)	第27期 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		(千円)
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,746,450	1,817,562
賞与引当金	1,178,886	1,270,783
未払費用否認	497,504	364,760
繰越欠損金	293,669	241,451
その他	75,122	87,467
繰延税金資産小計	3,791,632	3,782,025
評価性引当額	△2,593,177	△2,738,017
繰延税金資産計	1,198,455	1,044,008
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	35,453	192,642
繰延税金負債計	35,453	192,642

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期 (平成24年3月31日)	第27期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69	38.01
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.82	3.22
評価性引当額	△17.19	12.40
過年度法人税等	△2.59	1.26
税率変更差異	34.55	0.56
その他	△0.07	0.45
税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.20	55.92

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）及び第27期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	27,120,569	2,084,211	29,204,780

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	7,712,569	投資信託の運用
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	7,049,398	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,390,798	投資信託の運用

第27期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	27,274,905	1,551,186	28,826,092

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	7,858,776	投資信託の運用
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	6,994,036	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,552,348	投資信託の運用

関連当事者情報

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 2,832	投資顧問業	被所有 間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	金銭の返済（注1） 利息の受取（注1） 委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4） 共通発生経費負担額（注4）	千円 9,270,000 9,786 188,913 4,833,970 —	長期貸付金 未収入金 未収入金 未払金 関係会社引当金	千円 - - 241,786 503,816 1,017,255
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 11,339,000 59,510 76,291 —	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金	千円 11,466,000 23,956 7,932 431,573
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 176,907	グループ会社経営管理	被所有 間接56 %	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 984,159	未払金	千円 5,374

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,207,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 935,172 420,578	未払金 未払金	千円 39,208 27,599

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 2,957	投資顧問業	被所有 間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4） 共通発生経費負担額（注4）	千円 333,664 4,943,011 —	未収入金 未払金 関係会社引当金	千円 157,810 185,790 1,255,160
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 1,084,000 69,342 55,472 —	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金	千円 12,550,000 22,834 7,008 367,836
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 176,907	グループ会社経営管理	被所有 間接61 %	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,003,209	未払金	千円 107,176

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,957,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 597,370 503,303	未収入金 未払金	千円 8,738 43,715

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第27期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	364,478円20銭	406,497円75銭
1株当たり当期純利益	27,153円51銭	27,286円73銭

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第27期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	543,070	556,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	543,070	556,534
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2013年３月末日現在)	事業の内容
受託会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	
販売会社	楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
	フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
	ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270百万円	
	マネックス証券株式会社	7,425百万円	
	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

3 【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2012年9月25日	有価証券報告書
2012年9月25日	有価証券届出書
2013年3月25日	半期報告書
2013年3月25日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・消費関連中国株ファンド（1年決算型）の平成24年6月28日から平成25年6月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・消費関連中国株ファンド（1年決算型）の平成25年6月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅木 典子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。